

道北地区での存在感を高めるための挑戦～「特殊教育諸学校の経営」2

Challenge to enhance our presence in the northern Hokkaido  
The Administration & Management of Special Education School ~2

鈴木 重 男 (Suzuki Shigeo)

北海道旭川盲学校(Hokkaido Asahikawa School for the Blind)

要 約

特別支援教育が遅くとも平成17年にも実行されることになっている。この制度では、現在、教育が行われている障害児に加え、通常の学級に約6%の割合で在籍している学習障害児等を教育しなければならず、また一人一人の教育的ニーズに適切に対応しなければならない。

現行の特殊教育諸学校は、その名前と役割を特別支援学校(仮称)へと変更することになっている。この特別支援学校の制度では、2つの種類の学校が存在する。ひとつは複数の障害種の教育部門をもつ学校で、もう一つは特定の障害の教育部門をもつ学校である。そして、地方自治体がどちらのタイプの学校を持つべきかを評価することになっている。一般的な考え方では、この評価は、現在の量的な活用(現在の在籍者数と将来の予定者数)の観点と効果対費用の観点で実施される。我々は、北海道旭川盲学校の教育機能を存続するかどうかについて、北海道教育委員会にその判断を委ねなければならない。私の考えとしては、この判断は地域の人々の評価次第だと思ふ。私は校長として、本校特有の教育機能を十分に発揮し、地域における存在感を高め、本校の教育機能を存続させることをねらいとした学校経営を行っている。

これらのことを達成するための重点課題を挙げる。

- ①視覚障害児の持つ能力を最大限に伸ばすために教育すること。
- ②保護者を「お客様」として位置付けることにより、学校の改革を行うこと。
- ③特殊教育センターとしての教育力を地域住民に示すこと。
- ④家庭の代わりとして子どもたちを健全に育てる「寄宿学校」の役割を果たすこと。この論文は、上記の方略を通しておこなっている学校経営の実践のまとめである。

SUMMARY

Special Support Education will be carried out in the 17th year of the Heisei era at the latest. In this system, we have to educate children with learning disabilities and the like who are enrolled in regular classes at the rate of 6% as well as current school children with disabilities, and to deal properly with educational needs of each and every children.

And the current special education schools are scheduled to change their names and rolls to Special Support Schools. There are two types of school in the system of Special Support Schools. One is the school that has the education sector for multiple disabilities, and the other is for specific disability.

And local governments will assess which type of schools they should have.

According to popular apprehension, this assessment is conducted on the basis of quantitative exploitation at the present time and on a cost benefit basis.

We have to leave whether we can keep the educational function of Hokkaido Asahikawa School for the Blind or not up to Hokkaido Board of Education. In my opinion, I suppose it's depend on the result of assessment by the people in communities.

As a principal, I conduct school administration in order to fulfill specific educational function of our school, and to enhance our presence in the region, and to keep up educational function of our school.

To achieve above, I cite priority issues as follows.

- I To educate children with visual impairment to develop their capabilities to the fullest extent possible.
- II To implement educational reform, by rating our guardians as "clients".

- Ⅲ To display educational power to people in the community as special education center.
- Ⅳ To play role "boarding school" to foster children sound in body and in mind instead of their home.

This is the brief about our approaches of school administration through strategies above.

(キーワード: 特別支援教育、特別支援学校、自己点検・自己評価、保護者評価、センター的機能、寄宿学校)

## はじめに

平成14年10月、文部科学省特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の『今後の特別支援教育の在り方について(中間まとめ)』では、盲・聾・養護学校の制度から、障害種にとられない学校制度『特別支援学校(仮称)』とする学校制度改正を提言している。

この『特別支援学校(仮称)』制度では、各自治体が視覚障害、聴覚障害、知的障害等複数の障害に対応した教育部門を有した学校と、視覚障害、聴覚障害等の特定の教育部門のみを有する学校を設置することの弾力的判断基準についても述べている。平成17年度にも予定されているこの特別支援学校への移行時に、本校、北海道旭川盲学校の持つ教育機能をこの地に残すことができるのであろうか。

80年前、道北の地の視覚に障害のある子どもなどの教育施設を整備するため、「盲目の身」を顧みずに、奥様と二人で吹雪の中、旭川市街の家に寄付金を募って歩いた本校創立者南雲総次郎先生と学校存続のため大変なご苦勞をされた諸先人・諸先輩、また地域として本校をお支え頂いている後援会の皆様へのご恩に報いるためにも、本校の持つ独特の教育機能をこの地から縮小させてはならないし、ましてや失ってはならぬものと私は考えている。

拙稿は、制度改正を含めて、大きく変わりつつある特殊教育のこれらの動向等を踏まえ、「待った無し」の状況に置かれている本校の立場を直視し、本校がこの地にあって良かったと在籍児童生徒及び保護者のみならず、地域の皆様方から言われる学校になりたいとの願いの下に、日々、実践している学校経営の内容を整理したものである。

## 1 特別支援教育への移行

### (1) 特別支援教育・特別支援学校とは

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象児だけでなく、通常の学級に6%程度在籍するといわれるLD、ADHD、高機能自閉症も含めて、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、当該児童生徒の持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特に小・中学校では「特別支援教育コーディネータ」を各関係機関との調整役として置いて、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育である。特別支援教育に携わる学校職員は、支援者の一人と位置付けた保護者への情報提供等を、これまでよりも一層豊かに行うとともに、親身に対応することが求められている。

また特別支援教育では、教育、福祉、医療、労働等が一体となって、乳幼児から卒業後に至るまでの一貫とした個別の教育支援計画を策定することが必要とされている。

なお、盲・聾・養護学校は、障害種にとられない特別支援学校として、地域での障害のある児童生徒等へのセンター的機能を有する学校に移行することが求められている。この特別支援学校の対応する障害種は、地域の実情を踏まえて各地方自治体が判断することとされている。

さらに、特殊教育から特別支援教育に移行する際の基本的な考え方は、「近年の国・地方自治体の厳しい財政事情等に鑑みれば、人的・物的資源の量的な拡充を単純に図るという考え方は現実的ではなく、盲・聾・養護学校や特殊学級等においてこれまで蓄積された指導の経験やノウハウ等を有効な資源として最大限に取り組む必要がある」と中間まとめに記されている点に留意する必要がある。

つまり、校長としては、制度として執行される今後2年の間で、現状の人的・物的資源を最大限

に活用した特別支援教育に寄与する学校体制づくりを行う必要がある。その鍵となるのは、特殊教育に携わる教職員の日常職務に係る意識改善であると考えている。

## (2) 移行に際しての本校の課題と解決方策

### 1) 豊かな人的資源に慣れ過ぎた課題

特殊教育は、一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育をとの願いから、国による教員定数の大幅な改善がなされてきた。この豊かな人的資源の中で行われてきた教育は、本校の教職員の職務遂行に係る意識も、徐々に、変えてきたに違いない。今後、本校が特別支援学校の一教育部門になるのか、単独障害種の学校として位置付けられるのかなどは定かでないが、人的拡充が行われずにセンター的機能を発揮しつつ、多くの地域の人々に対応する場合、これまであまりにも豊かな人的資源環境に慣れ親しんできた本校教職員は、今まで通りの高い教育成果をあげることができるのであろうか。

表1 本校在籍者数と教頭を除く教員定数の推移(各年度5/1 現在)

| 年度   | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 合計  | 教員数 | 教員一人当たり数 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 昭和62 | 9名  | 22名 | 22名 | 53名 | 24名 | 2.2名     |
| 平成2  | 4名  | 22名 | 14名 | 40名 | 23名 | 1.8名     |
| 平成5  | 2名  | 17名 | 9名  | 28名 | 23名 | 1.2名     |
| 平成8  | 1名  | 12名 | 14名 | 27名 | 23名 | 1.2名     |
| 平成11 | 7名  | 6名  | 8名  | 21名 | 21名 | 1.0名     |
| 平成14 | 8名  | 7名  | 6名  | 21名 | 20名 | 1.1名     |

平成14年度は、在籍者が21名、教員数20名であるが、センター機能を専掌とする「地域サービス部」部長1名の授業を全て外したことから、教員一人当たり数は1.1名となっている。表1は、この15年間で教員一人当たりの幼児児童生徒数が半数、ほぼマンツーマンでも対応できる教員数になっていることを示している。

このことにより、盲学校の専門性の一つと位置付けられていた、点字使用児と普通文字を用いて学ぶロービジョン児が一緒になったり、個人差の大きな複数の子どもたちを一人の教員が指導する「複式教育の学習指導」にも類似した同内容・異程度扱いでの指導や、異内容・異程度扱いでの指導など、複数児に対する「個に応じた指導」力量が低下してきたのではと危惧しているところである。

### 2) 専門性の向上と意識の改善

学校経営者としては、特別支援学校への移行を見据え、来年度は特別支援学校形態が決定する節目の年と認識している。このため、センター的機能を地域に発揮するための「地域サービス部」に専掌者と授業時数軽減者を複数配置する予定である。

そのためにも、ここ15年間で、マンツーマンの指導に慣れた教員の複数児への「個に応じた指導」力量の向上、「地域サービス部」専掌者等の授業時数を軽減するため、他の教職員の授業時数の増加なども含め、校内での人的資源に係る意識を、相対として昭和年代の意識に戻すよう取計らうことが重要と考えている。

このため、「複式教育の学習法」等の校内研修を進めるとともに、教育公務員としての地域の人々への奉仕精神の涵養、創立者南雲総次郎先生の志に根差したこの教育に対する使命感と視覚に障害のある子どもたちへの愛情などが、なお一層、育まれるよう、日常の経営の中で教職員に働きかけていきたい。

さらに、点字指導、白杖を活用した歩行指導やロービジョンレンズなどの拡大補助具の活用指導等の視覚障害教育に必要とされる高い専門性を身に付けるとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教科指導を可能にする教員の資質・能力の向上を校内研修等で取計らいたい。

### 3) 就学基準の弾力化と教科指導力の向上

新しい就学基準が平成14年9月1日から実施され、学校教育法施行令第5条第1項第2号の規定で、「盲者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の心身の故障の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める者（認定就学者）」が制度化され、点字を用いても小・中学校に就学ができるようになった。

また「両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの」と規定され、視力が0.5程度でも、小・中学校の教科書の大きさの文字や図形等の視覚認識能力が低い場合は、本校への就学が可能になった。

このように、視覚障害児の就学は弾力化され、本校就学への対象児も広がった。このことは、80年間、この地で視覚障害教育を推進してきた専門機関として、より一層、本校の専門性を発揮する機会が拡充したと位置付けている。

## 2 お客様満足度としての保護者の学校評価

私たちの給与が税金により賄われていることと、公的財産としての学校施設・設備の運用の現状などを踏まえ、昨年度から、保護者をお客様と位置付け、その満足度を保護者自身が評価する取り組みを行っている。

本校の保護者評価は、保護者数が少ないことによる保護者の特定が可能になる弊害を取り除くため、集計などに際して、学校職員は一切かかわることのない、保護者の手による集計が行われ、その集計結果を校長に報告することとした。本年度の評価期間は8月30日から9月13日まで、集計はPTA 副会長が行い、集計期間は9月17日から9月20日に実施し、校長への結果報告は9月24日に行われた。回答率は、89.5%（19家庭中17家庭）であった。

### (1) 保護者評価の結果

満足度評価の基準は、A: そのとおりと思う、B: ほぼ、そのとおりと思う、C: そうは思わない、D: 全くそうは思わないとした。結果は、次のように%表示した。

| ①管理職(校長、教頭、事務長)について(%) |                                | A  | B  | C  | D |
|------------------------|--------------------------------|----|----|----|---|
| 1                      | 管理職は、学校の教育の方針など分かりやすく伝えてくれている。 | 35 | 53 | 12 | 0 |
| 2                      | 管理職は、学校の運営に熱心に取り組んでいる。         | 53 | 47 | 0  | 0 |
| 3                      | 管理職は、職員の管理・監督がしっかりとできている。      | 18 | 53 | 29 | 0 |
| 4                      | 管理職は、保護者の相談に積極的に対応してくれる。       | 41 | 47 | 12 | 0 |
| 5                      | 管理職に伝えた希望は、可能な限り実行されている。       | 23 | 65 | 12 | 0 |
| 6                      | 「いじめ」や「暴力」はなく、学校生活は安心感がもてている。  | 41 | 59 | 0  | 0 |
| 7                      | 学校・寄宿舎・事務が、保護者支援の学校となっている。     | 33 | 60 | 7  | 0 |

#### 管理職についての記述評価

- \* 校長先生は、自分の考えを押し付け過ぎている様に思う。
- \* 校長先生は、結果にばかりこだわり、子供たちの頑張りを正當に評価しない。  
大事なのは、結果のみではなく過程だと思う。(文体連の校長室だよりに対して)
- \* 管理・監督についての姿勢は見えるが、管理がしっかりと、言えない。
- \* 話をする機会がないので、わからない。
- \* 校長先生の意に沿わない意見でも、聞く耳を持って欲しい。例えば、子供の指導に不安を感じている保護者に対し、すぐさま担任を変えようとするのではなく、担任の意見、担任をサポートする他の職員の意見を聞いた上で対処すべき。

| ②教務について(%) |                                 | A  | B  | C  | D |
|------------|---------------------------------|----|----|----|---|
| 1          | 教育課程などについて、保護者の意見や希望が取り入れられている。 | 44 | 50 | 6  | 0 |
| 2          | 指導の内容や結果等、毎日保護者に分かりやすく伝えられている。  | 56 | 31 | 13 | 0 |
| 3          | 一人一人の子どもの状態に合った、指導がなされている。      | 38 | 38 | 24 | 0 |
| 4          | 教材・教具を工夫し、楽しく分かりやすい授業を工夫している。   | 50 | 38 | 12 | 0 |
| 5          | 家庭や寄宿舎での宿題で基礎学力を付ける手だてがなされている。  | 38 | 56 | 6  | 0 |

|                                   | A  | B  | C  | D  |
|-----------------------------------|----|----|----|----|
| 6 客観的なデータで子どもの成長の様子が保護者に伝えられている。  | 33 | 53 | 14 | 0  |
| 7 積極的に保護者の相談に応じ、質問等に誠意をもって答えている。  | 31 | 63 | 6  | 0  |
| 8 守るべき社会のルールや日常生活のマナーを指導している。     | 25 | 75 | 0  | 0  |
| 9 教師はなるべく子どもたちと接する時間を多く持つようになっている | 38 | 50 | 6  | 6  |
| 10 体力づくりに取り組む手だてがなされている。          | 23 | 65 | 12 | 0  |
| 11 保護者や子どもに対して、挨拶をし、明るい態度で接している。  | 53 | 29 | 18 | 0  |
| 12 進路では、きめ細かな情報提供と、具体的な対応がなされている。 | 25 | 56 | 19 | 0  |
| 13 教師全員が幼小中の子ども一人一人の状態を共通理解している。  | 12 | 41 | 35 | 12 |
| 14 学校と寄宿舎の連携を密にし子どもの指導の仕方が一貫している。 | 18 | 59 | 18 | 5  |
| 15 教師一人一人の視覚障害児教育の専門性が高められてきている。  | 13 | 53 | 34 | 0  |

なお、教務についての記述評価は割愛

### ③舎務について(%)

|                                  | A  | B  | C  | D |
|----------------------------------|----|----|----|---|
| 1 寄宿舎は、子どもたちが生活しやすい日課となっている。     | 23 | 69 | 8  | 0 |
| 2 寄宿舎は、子どもたちが生活しやすい環境となっている。     | 23 | 62 | 15 | 0 |
| 3 休業日等の在舎は、保護者が希望すれば快く在舎できる。     | 25 | 67 | 8  | 0 |
| 4 子どもの心情を理解し、頭ごなしに叱らず適切に対応している。  | 29 | 42 | 29 | 0 |
| 5 子どもの優先する課題は、保護者の意見など取り入れられている。 | 29 | 57 | 14 | 0 |
| 6 日常の整理・整頓、生活習慣が身につくよう指導している。    | 15 | 85 | 0  | 0 |
| 7 宿題の支援や遊びの工夫等充実した時間を過ごせるようしている。 | 29 | 57 | 14 | 0 |
| 8 保護者に対する言葉遣い、態度等が適切である。         | 40 | 53 | 7  | 0 |
| 9 子どもを安心して預けることができる寄宿舎である。       | 29 | 57 | 14 | 0 |

なお、寄宿舎についての記述評価は割愛

### ④事務について(%)

|                              | A  | B  | C | D |
|------------------------------|----|----|---|---|
| 1 事務は、就学奨励費等の説明をわかりやすく伝えている。 | 27 | 67 | 6 | 0 |
| 2 事務は、保護者に対する言葉遣い、態度等が適切である。 | 38 | 56 | 6 | 0 |

なお、事務についての記述評価は割愛

### ⑤各家庭の自己評価(%)

|                               | A  | B  | C  | D |
|-------------------------------|----|----|----|---|
| 1 学校から出されている宿題や、子どもの課題を知っている。 | 20 | 47 | 33 | 0 |
| 2 しつけや家庭学習の習慣、お手伝いなどをさせている。   | 7  | 36 | 50 | 7 |

### ⑥保護者の皆様方の全体的な記述による評価

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>* 寄宿舎の先生は、子供たちの将来の事も良く考えて適した指導をしてくれている。</li> <li>* 子供の心の面もきちんとケアしてくれている。</li> <li>* プライベートでも、支援してくれ温かさを感じる。</li> <li>* PTA事務局の先生方が、PTA活動にも熱心に協力してくれてありがたい。</li> <li>* 生徒の通院に積極的に協力してくれる。(学校、寄宿舎共)</li> <li>* 保護者への連絡がスピーディになった。</li> <li>* 寄宿舎で楽しい行事が沢山行われるようになり、皆が、一生懸命盛り上げようと頑張っている気持ちが見えて、とても、いい雰囲気が出来て来ている。</li> </ul> |
|---|

## (2) 評価結果を踏まえた自己点検・自己評価

昨年7月実施の保護者の皆様方の学校評価の結果は、学校全体として、「その通りと思う」「ほぼその通りと思う」の肯定的比率が61.9%、「そう思わない」「全くそう思わない」の否定的比率が38.1%となっていた。

今回の保護者評価の結果は、昨年からの内容変更があるものの、学校全体として、「その通りと思う」「ほぼその通りと思う」の肯定的比率が87.7%、「そう思わない」「全くそう思わない」の否定的比率が12.3%であった。このように、保護者の皆様方の本校教育の在り方などに対する肯定的比率が25.8ポイントも高くなっていることは、本校職員の保護者評価を基にした自己点検・自己

評価による学校改善が進んでいるものと校長として評価している。

なお、評価対象別の評価比率は、管理職に関する項目は肯定的比率は89.7%、否定的比率は10.3%である。教務に関する項目は肯定的比率は83.8%、否定的比率は16.2%である。舎務に関する項目は肯定的比率は87.8%、否定的比率は12.2%である。事務に関する項目は肯定的比率が94.0%と高くなっている。

また、保護者自身が自己評価する家庭教育関連項目については、肯定的比率は55%、否定的比率は45%となっており、本校の行動指針である保護者と共に子どもに働きかけるところまでは、まだ至っていないことを示していると考えている。

私自身の自己点検・自己評価の視点の一つは、税金から頂いている私の税込年間俸給としての約1,200万円である。私がこの俸給に値する職務を遂行しているのかどうかと自問するところから私の自己点検が出発し、保護者の皆様方から評価される各項目が自己評価の視点となってくる。

特殊教育諸学校に勤務する教職員は、本道の特殊教育諸学校児童生徒の教育費(教職員費や建築費なども含め)が一人当たり年間約1,200万円支出されていることをしっかりと胸に刻むことがまず大事であり、保護者の皆様方からの学校評価は、本校の教育が子どもたち一人一人に対して、真に1,200万円に値したものであったかどうかと振り返る評価でもある。したがって、保護者の皆様方による学校評価の各項目の結果は、校内各分掌や教職員個々の自己点検・自己評価をする際の視点にもなるものである。

### 3 地域の人々へのセンター的機能の発揮

「盲・聾・養護学校は、今後、これまで蓄積した教育や指導上の経験やノウハウを活かして地域の小・中学校等における教育の支援を行うなど、地域における教育の中核的機関として機能すべきである」と『今後の特別支援教育の在り方について(中間まとめ)』では提言されている。この地域における中核的機関としての機能の発揮内容は、次の6項目に整理することができる。

- ①乳幼児期から中途失明者にいたる教育相談センターとしての機能
- ②小・中学校等に在籍する児童生徒等への支援センターとしての機能
- ③小・中学校等の教員研修センターとしての機能
- ④教材・教具の提供などの教育情報支援センターとしての機能
- ⑤理解啓発に関する情報センターとしての機能
- ⑥生涯学習支援センターとしての機能

本校は、この地域でのセンターとしての機能を地域の中で具体的に発揮するため、本年度、教務には「地域サービス部」、舎務には「The QOL & Interpersonal Team(良質生活提供関係チーム)」を学校運営の組織として分掌化した。

これは、17年度にも予定されている学校制度改正に係る特別支援学校では、このセンター的機能の発揮が、特別支援学校の主要な職務になることから、今からその職務感覚を全職員が、当該分掌の日常的な活動の推進等において、自然と身に付けれるよう考えたからでもある。

本年度は、特に、中学部教員が幼稚部教育に参画する機会を設け、今後のセンター的機能の発揮に係る職務感覚が身に付くよう工夫した。

#### (1) 教育相談センターとしての機能

本校の教育相談は、未熟児網膜症の0歳の乳幼児から事故による中途失明者まで広い年齢段階での活用実態が見られる。特筆すべきは、視覚認識発達がまだ未熟な通常の学級に在籍する視力程度には問題のないLD等の児童に対する教育相談など、他校では対応できない特別な支援内容の相談も実施している。

また、他特殊教育諸学校に在籍している視覚障害を併せ持つ重複障害児への教育相談も実施している。今後は、LD等にも関連する小・中学校の視覚認識に課題の多い児童生徒への相談支援を、より一層、行うよう取計らいたい。

さらに、学校評議員会議では、中途失明者や成人のロービジョンの方にまで、広く本校の持つ機能を発揮することの大事さを提言されている。

なお、教育相談実績は、平成13年度、対象児23名に70回、平成14年度は10月末現在で対象児

23名に104 回となっており、すでに昨年度の約1.5 倍の教育相談を実施している。

### (2) 児童生徒等支援センターとしての機能

本校は、上川、留萌、宗谷、空知北部、網走北部の61市町村を学区としている。この学区内には通常の学級に在籍している多くのロービジョン児と学区内3小学校には弱視特殊学級がある。本校ではこのロービジョン児に対して、夏季休業中、ロービジョンレンズのフィッティング指導や拡大読書器等のロービジョンの状況を軽減させる器具活用に係る指導を行った。

今後、学区内の市町村教育委員会が「認定就学者」を認めた就学をさせた場合は、より本校との連携を求めてくるものと予測されるので、長期休業中の寄宿舎を活用したサマースクールなどを開催するなどして、本校の持つ専門性を視覚に障害のある子どもたちに直接発揮する機会を設けることなどを取計らいたい。

### (3) 教員研修センターとしての機能

ロービジョン児を受け持つ弱視特殊学級担任などに対してのロービジョンに係る自立活動、特にレンズのフィッティングの指導内容・方法や視覚認識を向上させる指導内容・方法、また他特殊教育諸学校に在籍する視覚障害を併せ有する重複障害児の指導内容・方法などの研修支援を行っている。

今後は、「認定就学者」学級担任への巡回した指導支援なども含め、市町村教育委員会との連携による視覚障害児担当教員への直接的な指導技術の伝授・研修なども行いたい。また、昨年度より、宮城教育大学障害児教育養成課程盲学校教育専攻生に寄宿舎を提供したインターンシップの実施とともに、北海道旭川東高等学校の旭川医科大学推薦入学生に対しての寄宿舎宿泊による1週間インターンシップも実施している。

### (4) 教育情報支援センターとしての機能

現在も本校学区内に設置された弱視特殊学級在籍児への教材支援を一部実施している。また、本校を卒業した成人の視覚障害の方々への音声体温計などの生活用具に係る便利グッズの紹介など行っている。

今後、ボランティアに関する各種機能別の名簿管理・紹介等や小・中学校在籍の「認定就学者」に対する点字教材や触覚教材の提供・支援なども大事な機能になってくるものと考えている。なお、このための人的配置は考えられないので、本校職員の専門性等を高めた中での校内組織の工夫が一段と求められるものと考えている。

### (5) 理解啓発情報センターとしての機能

視覚障害児・教育の理解啓発とともに、視覚障害者の地域生活推進にかかわる理解啓発の講習会開催や各種啓発資料を作成するとともに、ホームページを最大限に活用して本校教育に係るアカウントビリティとしての「保護者評価の結果」なども掲載し、本校教育に係っての常に新たな内容などを発信し続けることが大事と考え、取り組んでいる。

本校は、昨年度から小・中学校等で実施されている「総合的な学習の時間」での福祉関連体験での小・中学生からの求めに応じた点字学習や本校での体験学習等など、昨年度、2,600 名に本校教育機能の提供をしたが、本年度は10月末現在で約2,000 名への提供数に上っている。

また平成13年度当初に開設した本校ホームページのアクセス数は、昨年度1 年間で約5,000 カウンター数、本年度は11月末で約5,000 カウンター数となっている。

### (6) 生涯学習支援センターとしての機能

現在、校内「旭盲資料室」に音声電卓や音声体重計などを設置した視覚障害者の生活を豊かなものにする「便利グッズ」コーナーを設けて、卒業生などにも公開している。また視覚障害者用コンピュータソフトやデバイスも設置しているので、これらを活用するよう取計らうことも大事と考えている。

また、地域の人々のボランティア育成支援や各種地域研修会への講師派遣などを行い、視覚に障害のある人々を支援する技術を地域の人々が持てるよう取計らっている。

今後は、本校卒業生や地域の高齢者を含む視覚に障害のある方々に対しても、本校のこのような対応状況などを積極的に働きかけるとともに、ボランティア活動を志す地域の人々の点字習得やガイドヘルプ習得などのための講習会の開催等も、なお一層、行っていきたい。

#### 4 寄宿学校としての環境構成

##### (1) 寄宿学校の意義と機能

本校は道北61市町村が学区であり、東京都の約12倍の面積を有していることから、当然、通学することが困難な遠距離に居住する幼児児童生徒も本校のその対象になっている。

学校から遠く離れた地域に居住する視覚に障害のある子どもたちが本校の教育機能を活用し、将来、地域の中で円滑に生活できる力を身に付けるためには、学校生活の基盤となる寄宿舎を家庭と同様の機能を持つように取計らうとともに、ある面、家庭の持つ教育機能以上の力を発揮する場所にすることが大事になる。本校は寄宿舎がある学校として、その寄宿舎の持つ特有の機能を最大限に発揮する寄宿学校として位置付けた教育活動を行っていきたい。

本州では、異年齢の子どもたちを地域の施設に寝泊まりさせる「通学合宿」が、ここ数年、飛躍的に増加している。これは、親に依存して暮らす子どもたちに身辺自立技能を獲得させるためと、お互いの立場や役割を理解し、協力し合って生活できる能力を高めさせるためである。子ども同士の関係が希薄になった、現在、各地域ではこのような工夫をしているのである。

寄宿舎は、異年齢段階などの子どもの生活集団なので、思いやりの心とともに、自らを律する心と基本的生活習慣が寄宿舎生活を通してごく自然に獲得される。私は、このような寄宿舎が持つ独特の高い教育機能を積極的に活用すること、つまり教務と舎務が一体化した中で、寄宿学校としての高い教育力を前面に出した学校経営を行うことが重要と考えている。

##### (2) 幼小中と教務・舎務の一貫性

人間性や社会性に係る側面の多くは、寄宿舎で幼小中を通して育成でき、教科等の指導は、一般の免許法の改正により、中学校教科免許で小学部の子どもたちの当該教科指導が可能になり、本校の幼稚部、小学部、中学部の教科指導の一貫性が、なお一層、発揮できる状況に変化してきている。

また、子どもたちの自学自習の習慣化を図るため、教務と舎務の一体的な指導が可能なのである。このことを通して、一人一人の教科等学習の確実な定着・積み上げが可能にもなる。

#### おわりに

拙稿は、平成17年度に予定されている『特別支援学校』制度実施に際し、本校がこの地に80年間にわたって培ってきた教育機能を残すことを最重点課題とした学校経営の実際と、今後、なお一層、本校の存在感を道北地域の中で発揮するための方策等も考察しつつ記述した。

また、税金から頂く、私の1,200万円の俸給に値する学校経営者としての職務を行っているのかどうかや、本道の特殊教育諸学校の子どもの支出されている1,200万円の教育費用に値する教育を本校が行っているかどうかは、保護者の皆様方はじめ地域の皆様方がご判断することで、その結果が本校の将来に影響することなどについても記した。

本校は、保護者の皆様方を「お客様」位置付けて学校評価を行い、その評価結果を視点とした自己点検・自己評価を分掌や個々人で行うことの重要さにも触れた。

私は、このような考えを基盤にした学校経営を行うことが、80年前、この地に艱難辛苦を乗り越え、本校をお創りになられた南雲先生ご夫妻や、長きにわたり本校をお支え頂いている北海道旭川盲学校後援会の皆様方、また本校や子どもたちに深い愛情を注いでくださった諸先人・諸先輩の皆様方へのご恩に報いるものと考えている。この報いは、北海道旭川盲学校が持つ教育機能を、今後もなお永続していくものと信じている。

今後も、なお一層、子どもたちに愛情を込めた、本校に心を込めた学校経営を行ってまいりたい。